

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 記載例

【記載例① 普通徴収へ切り替える場合】

転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でA欄までの部分を記入し、新勤務先に回送願います。新勤務先では、B欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続きを済ませたうえで、給与所得者の一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収										※市処理欄		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度					
(あて先) 島田市長		(特別徴収義務者) 給与支払者		所在地 〒427-0042 島田市中央町5-1		特別徴収義務者 指定番号 8300013		宛名番号		所属 人事部		氏名 川根 三郎					
令和 5年 10月 2日提出				フリガナ シマダカブシキガイシャ		氏名又は名称 島田株式会社		担連 当絡 者先		電話 (012) 345-6789 内線 ()							
個人番号 又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
フリガナ 氏 名		カナヤ ジロウ 金谷 二郎		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法			
生年月日		昭和 平成 55年 4月 1日		6 月から 10 月から		9 月まで 5 月まで		令和 5年 1 月 9 月 29日		1 1. 退職 2. 転勤 3. 休育 4. 長期 5. 死亡 6. 死そ 7. その他 (事由・理由)		3 1. 特別徴収継続 → (B欄記入) 2. 一括徴収 → (C欄記入) 3. 普通徴収 (本人納付) → (D欄記入)					
個人番号		1 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		96,000 円		32,000 円		64,000 円		1 右から 番号を 記入		3 右から 番号を 記入					
受給者番号 (整理番号)		1		1月1日現在の住所 〒427-0042 島田市中央町1-2		異動後の住所 〒 同上		9 月まで 5 月まで		9 月 29日		1. 必要 2. 不要					
1月1日現在の住所		〒427-0042 島田市中央町1-2		96,000 円		32,000 円		64,000 円		9 月 29日		1. 必要 2. 不要					
異動後の住所		〒 同上		96,000 円		32,000 円		64,000 円		9 月 29日		1. 必要 2. 不要					
A欄		B欄		C欄		D欄		E欄		F欄		G欄					
1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指定番号		(新規) 法人番号		所在地		フリガナ		氏名又は名称		担当 者連 絡先		所属 氏名 電話 内線 ()		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (月10日頃納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
2. 一括徴収の場合		1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定日 月 日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (月10日納入期限分) で 納入します。							
3. 普通徴収の場合		1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		3. 死亡による退職であるため		住民コード		〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 島田市役所 課税課 市民税担当 (電話 0547-36-7140)							

「指定番号」「宛名番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

- ◎1月から4月に退職等した場合は、必ず一括徴収してください。(給与又は退職手当等が未徴収税額を下回るとき及び死亡退職のときを除きます。)
- ◎12月31日までに退職された場合についても、納税義務者の申し出により一括徴収することができます。納税義務者の便宜をはかるため、一括徴収に御協力くださいますようお願いいたします。
- ◎特に、退職後、国外へ転出される方については、納税義務者の了解を得て、一括徴収していただきますよう、御協力をお願いいたします。一括徴収を行わない場合は、納税管理人の選定が必要となります。